

## 資料 5 - 3

屋外広告物に係る禁止地域等の指定（平成 24 年鳥取市告示第〇〇〇号）

鳥取市屋外広告物条例（平成 24 年鳥取市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 条から第 5 条までの規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成 24 年 10 月 1 日から施行するので、条例第 31 条の規定により告示する。なお、関係図面は鳥取市都市整備部都市企画課において公衆の縦覧に供する。

- 1 条例第 3 条第 1 号及び第 2 号の市長が指定する地域は、次に掲げる重要文化財又は県指定保護文化財の周囲 50 メートル以内の地域とする。

種 別	名 称	所 在 地
重 要 文 化 財	樗谿神社本殿、唐門、拝殿及び幣殿	鳥取市上町
重 要 文 化 財	仁風閣	鳥取市東町二丁目
県指定保護文化財	聖神社本殿	鳥取市行徳

- 2 条例第 3 条第 4 号の市長が指定する地域は、次に掲げる道路の区間及びその両側 500 メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所とする。

路 線 名	区 間
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	市内全線
一 般 国 道 9 号	鳥取市気高町八東水字鶴木谷 755-1 地先から青谷町青谷字阿がき 295-1 地先を経て東伯郡湯梨浜町との境界までの区間
県道湯山鳥取線	鳥取市福部町湯山字池渕 2070-1 地先から浜坂字宇都路谷 1042-2 地先まで
県道鳥取砂丘細川線	鳥取市福部町細川字湊 726-608 地先から福部町湯山字高浜 2164-457 地先まで
	鳥取市福部町細川字湊 727-44 地先から 727-57 地先まで
鳥取市道浜坂 2 号線	鳥取市浜坂字東浜 1390-222 地先から浜坂字柳茶屋 1157-113 地先まで

- 3 条例第3条第4号及び条例第5条第1項第3号の休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域は、次に掲げる地域とする。

道路名	名称	所在地
高速自動車国道中国横断 自動車道姫路鳥取線	道の駅 清流茶屋かわはら	鳥取市河原町高福

- 4 条例第3条第5号の市長が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名称	地域
湖山池	鳥取都市計画区域のうち市街化区域の地域

- 5 条例第5条第1項第1号の市長が指定する区域は、鳥取都市計画区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)に該当する区域とする。

- 6 条例第5条第1項第4号の市長が指定する地域は、次に掲げる地域(前項に掲げる地域を除く。)とする。

- (1) 次に掲げる道路の両端500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	市内全線
一般国道9号	鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先から青谷町青谷字阿がき295-1地先を経て東伯郡湯梨浜町との境界までの区間

- (2) 次に掲げる道路の区間及びその両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区間
一般国道9号	岩美郡岩美町との境界から鳥取市気高町八束水字鶴木谷755-1地先までの鳥取市の区間
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市鹿野町河内字別所河原2711-3地先から東伯郡三朝町との境界までの鳥取市の区間
県道湯山鳥取線	2の表に掲げる区間以外の区間

(3) 次に掲げる道路の区間及びその両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
一般国道29号	市内全線
一般国道53号	市内全線
一般国道482号	鳥取市用瀬町用瀬字樋ノ口475-2地先から佐治町栃原字辰巳峠385地先まで
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町1-6地先から鹿野町鹿野字大工町尻2443-10地先まで
県道鳥取国府岩美線	鳥取市国府町宮下1156地先から国府町雨滝字細入212-4地先まで
県道郡家鹿野気高線	鳥取市河原町袋河原字上内河原1-1地先から長谷字川向319-1地先まで
	鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447-10地先から気高町浜村字西浜783-1124地先まで
県道鳥取河原線	鳥取市古海字下新田30-2地先から長谷字猪ノ木370-2地先まで
県道若葉台東町線	全線
県道河原インター線	鳥取市河原町高福字長通り780地先から八頭郡八頭町との境界までの鳥取市の区間

(4) 次に掲げる鉄道区間及びその両側200メートル以内の地域で当該鉄道から展望できる場所

線路名	区 間	
西日本旅客鉄道株式会社	山陰本線	市内全線
	因美線	市内全線